



栃木県公報

平成28年
6月21日(火)
号外
第45号

目次

規 則

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の制定…………… 1
- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 4
- 栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部改正…………… 6

規 則

栃木県規則第四十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年栃木県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第一の規則で定める事務)

第二条 条例別表第一の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
 - 二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
 - 四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
 - 五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務
 - 六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務
- 2 条例別表第一の二の項の規則で定める事務は、高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等という。次項第二号及び次条第六項第二号において同じ。）に対する奨学のための給付金（以下「奨学のための給付金」という。）の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。
- 3 条例別表第一の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。
 - 一 高等学校等を退学した後、再び県内の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金（以下「高等学校等学び直し支援金」という。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
 - 二 高等学校等学び直し支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実

についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第五条の経費を除く。以下「特別支援教育就学奨励費」という。）の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）

第三条 条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項下欄1及び2の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

イ 条例別表第二の一の項下欄1の規則で定める情報 生活保護法第六条第二項の要保護者又は同条第一項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る奨学のための給付金の支給に関する情報

ロ 条例別表第二の一の項下欄2の規則で定める情報 要保護者等に係る高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に定める情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 第一号に定める情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に定める情報

五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に定める情報

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項下欄2から5まで、7、8、12及び13の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

イ 条例別表第二の二の項下欄2の規則で定める情報 外国人であつて、要保護者等に準ずる者（以下「外国人要保護者等」という。）に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費、同法第二十条第一項の療育の給付又は同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報

ロ 条例別表第二の二の項下欄3の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和十六年法律第百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

ハ 条例別表第二の二の項下欄4の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和二十九年法律第百二十九号）第十三条第一項、第三十一条の六第一項若しくは第三十二条第一項若しくは附則第三条若しくは第六条の資金の貸付け又は同法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報

ニ 条例別表第二の二の項下欄5の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第百三十四号）第三条第一項の特別児童扶養手当、同法第十七条の障害児福祉手当又は同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給に関する情報

ホ 条例別表第二の二の項下欄7の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

ヘ 条例別表第二の二の項下欄8の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項若しくは第三項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付の支給の実施に関する情報

ト 条例別表第二の二の項下欄12の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る奨学のための給付金の支給に関する情報

チ 条例別表第二の二の項下欄13の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報

一 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保

護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に定める情報

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第一号に定める情報

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に定める情報

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第五号に係る部分に限る。）

児童福祉法第二十条第一項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）

二 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第六号及び第六号の二に係る部分に限る。） 児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦（以下「助産妊産婦」という。）若しくは当該助産妊産婦と同一の世帯に属する者又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護を受ける児童（以下「保護児童」という。）若しくは当該保護児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

三 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務（同法第五十条第七号に係る部分に限る。）

児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置に係る児童（以下「措置児童」という。）又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

4 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第十七条第一項、第三十一条の七第一項又は第三十三条第一項の便宜の供与の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の四の項の規則で定める情報は、当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

5 条例別表第二の五の項の規則で定める事務は、奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金の支給に関する情報とする。

6 条例別表第二の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報

二 高等学校等学び直し支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る就学支援金の支給に関する情報（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）

第四条 条例別表第三の一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項第四欄1から3までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

イ 条例別表第三の一の項第四欄1の規則で定める情報 要保護者等に係る特別支援教育就学奨励費の支弁に関する情報

ロ 条例別表第三の一の項第四欄2の規則で定める情報 要保護者等に係る奨学のための給付金の支給に関する情報

ハ 条例別表第三の一の項第四欄3の規則で定める情報 要保護者等に係る高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報

二 生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に定める情報

三 生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務 第一号に定める情報

四 生活保護法第二十六条の保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に定める情報

五 生活保護法第七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第一号に定める情報

2 条例別表第三の二の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項第四欄1から5までの規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 次に掲げる情報ごとに、次に定める情報

イ 条例別表第三の二の項第四欄1の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条の経費の支弁に関する情報

ロ 条例別表第三の二の項第四欄2の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第二十四条の援助の実施に関する情報

ハ 条例別表第三の二の項第四欄3の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る特別支援教育就学奨励費の支弁に関する情報

ニ 条例別表第三の二の項第四欄4の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る奨学のための給付金の支給に関する情報

ホ 条例別表第三の二の項第四欄5の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る高等学校等学び直し支援金の支給に関する情報

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 前号に定める情報

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第一号に定める情報

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第一号に定める情報

3 条例別表第三の三の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項第四欄1及び2の規則で定める情報は、次に掲げる情報ごとに、次に定める情報とする。

一 条例別表第三の三の項第四欄1の規則で定める情報 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者（次号及び次項において「保護者等」という。）に係る生活保護法第十九条第一項の保護の実施、同法第二十四条第一項の保護の開始若しくは同条第九項の保護の変更、同法第二十五条第一項の職権による保護の開始若しくは同条第二項の職権による保護の変更又は同法第二十六条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

二 条例別表第三の三の項第四欄2の規則で定める情報 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

4 条例別表第三の四の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とし、同項第四欄1及び2の規則で定める情報は、次に掲げる情報ごとに、次に定める情報とする。

一 条例別表第三の四の項第四欄1の規則で定める情報 保護者等に係る生活保護実施関係情報

二 条例別表第三の四の項第四欄2の規則で定める情報 保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県規則第四十九号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則（平成二十年栃木県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条から第四条までを次のように改める。

（本人確認情報を利用する事務）

第二条 条例別表第一第四号の規則で定める事務は、栃木県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年栃木県

条例(第四号) 第十七条第三項(第二号に係る部分に限る。)又は第四項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務とする。

(本人確認情報を提供する事務)

第三条 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十二条第一項の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 条例第四条の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成十四年総務省告示第三百三十四号)によるものとする。

第二条 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

条例別表第一第一号の規則で定める事務は、私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第一第二号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 高等学校等を退学した後、再び県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金(以下「私立高等学校等学び直し支援金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

3 条例別表第一第三号の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務

二 生活保護法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 生活保護法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始又は同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更に関する事務

四 生活保護法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務

五 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う資料の提供等の求めに関する事務

六 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 生活保護法第六十二条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

第三条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

条例別表第二の一の項の規則で定める事務は、国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

2 条例別表第二の二の項の規則で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 高等学校等を退学した後、再び県内の県立の高等学校で学び直す者に対する就学支援金に相当する支援金(以下「県立高等学校等学び直し支援金」という。)の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 県立高等学校等学び直し支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

3 条例別表第二の三の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学のため必要な経費(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号) 第五条の経費を除く。)の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提

供及び利用に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十六号）附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(市町村課)

栃木県規則第五十号

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年栃木県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、年金受給権者が県内に住所を有する場合は、当該住民票の写しの添付を省略することができる。
様式第二十六号中

「添付書類 住民票の写し（障害者の氏名が知事に届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本）」を

「添付書類 住民票の写し（住民票に記載された氏名が前年の年金受給権者現況届書に記載された氏名（新たに年金受給権者現況届書を提出する者にあつては、年金の給付の決定を受けたときの氏名）と異なる場合にあつては、戸籍の抄本その他の氏名を変更したことを証する書類）」に

（注） 県内に住所を有する場合は、住民票の写しの添付を省略することができる。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(障害福祉課)